



国民健康保険からのお知らせ 国民健康保険証を更新します

☎ 困国保年金課国保係 (☎内線1113)

☎ 困住民福祉課税務保険係 (☎内線2160)

対象者：安中市の国民健康保険に
加入している人

発送方法：世帯主あてに特定記録
郵便で送付

送付時期：7月下旬

○世帯員全員分を同封して送ります

○保険証が届いたら、すぐに内容
を確認してください

○記載内容に誤りがある場合は、
上記までご連絡ください

※令和6年12月2日に保険証の新
規発行は廃止されますが、変更が
なければ今回送付する保険証は右
表の有効期限まで使えます(ただ
し、保険証内容の変更がある場合
や国民健康保険税に滞納がある場
合を除く)。

生年月日	有効期限
昭和24年8月2日～ 25年7月31日	75歳の誕生日の前日(※1)
昭和25年8月1日～ 29年8月1日	令和7年7月31日
昭和29年8月2日～ 30年7月31日	70歳の誕生日が1日…誕生日の前日 70歳の誕生日が2日～月末…誕生日の月末(※2)
昭和30年8月1日以降	令和7年7月31日

※1. 75歳の誕生日から後期高齢者医療保険に加入になります

※2. 有効期限の翌日から「保険証兼高齢受給者証」に
切り替えになるので、期限に合わせ別途郵送します

期限が切れた保険証について

期限が切れた保険証は、市に返却するか、ご自身で破棄してください。

国民健康保険税をきちんと納めましょう

国民健康保険税は、加入者の皆さんの医療費をまかなうための大切な財
源です。



国民年金保険料の免除等申請を開始します

〇7月1日(月)から受付開始

令和6年度国民年金保険料の免
除・納付猶予申請は、7月1日
(月)から受付を開始します。ま
た、過年度についても、申請月か
ら2年1か月前の月分までさかの
ぼって申請できます。

なお、保険料の免除・納付猶予

申請は原則として毎年必要です。
令和5年度に免除または納付猶予
を受けていた人で、継続申請が承
認されていない人は6月で承認期
間が切れますので、引き続き免除
などを希望する場合は、困国保年
金課または困住民福祉課で申請手
続きをしてください。

申請結果は、日本年金機構から

日本年金機構HP



届く結果通知で確認してください。

※来庁者の本人確認ができる身分
証明書(マイナンバーカードや運
転免許証など)、基礎年金番号が
確認できるもの(基礎年金番号通
知書または年金手帳など)

※失業中(2年以内)の人は雇用保
険離職票または雇用保険受給資格
者証

〇電子申請もできます

国民年金第1号被保険者加入の
届出や、国民年金保険料の免除・
納付猶予の申請、学生納付特例の
申請がマイナポータルから手続き
できます。

なお、利用にはマイナポータル
の利用者登録や、マイナンバー
カードとその受取り時に設定した
パスワードが必要です。不明な点
などは、年金機構のHPや年金事務
所にお問い合わせください。

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、
一定の基準により保険料の免除や、納付が猶予される制度があります。

■免除制度

申請者本人・配偶者、世帯主それぞれの前年所得を基準に審査が行わ
れるため、それに応じて保険料の全額免除または一部免除を申請できます。

全額免除：保険料全額が免除

一部免除：保険料の一部を免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)

※承認された場合、減額後の保険料を納めず2年を経過すると未納と
同じ扱いになります。

■納付猶予制度

学生を除く50歳未満の人で、申請者本人、配偶者それぞれの前年所
得を基準に審査が行われるため、それに応じて保険料全額の納付猶予
を申請できます。

☎ 高崎年金事務所 (☎322-4299)、困国保年金課医療年金係 (☎内線1116・1117)

☎ 困住民福祉課税務保険係 (☎内線2160)